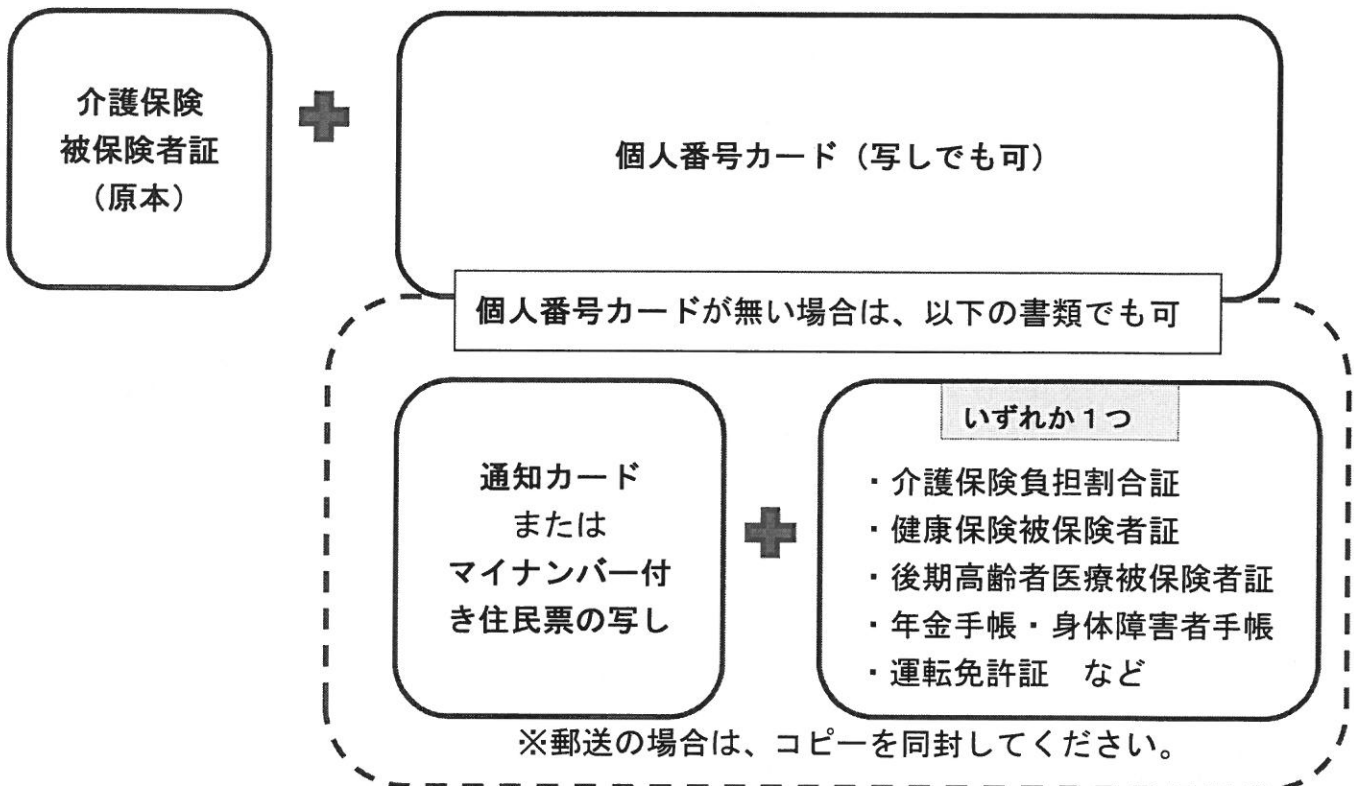


# マイナンバー制度がはじまっています

平成28年1月から、社会保障や税、災害対策関係の手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となり、介護保険の分野においても、マイナンバーが必要となっています。

このため、「要介護認定・要支援認定の申請」手続きで提出していただく申請書にも、マイナンバーを記載いただく欄があります。申請時にマイナンバーの確認と、ご本人確認の書類の提示が必要となります。

マイナンバーを記載することが可能な場合は、申請書類のほかに、下記の書類が必要となります。



**※ご本人のマイナンバーがわからない等で、申請書にマイナンバーを記載することが難しい場合は、空欄のままでも申請を受け付けています。この場合も、介護保険被保険者証（原本）は必要です。**

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書

マイナンバー記載欄

（あて先）八尾市長  
次のおり申請します。

介護保険被保険者番号	申請年月日	平成	年	月	日
フリガナ	個人番号				
氏名	生年月日	明治	昭和	西暦	年 月 日
	性別	男 ・ 女			
被	〒	-			